

監査委員公表第1号

令和7年度市立学校定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を公表します。

令和8年3月2日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

令和7年度

市立学校定期監査結果報告書

三浦市監査委員

# 令和7年度市立学校定期監査結果報告書

## 【 監査の目的 】

本市の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

### 1 監査の基準

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）に準拠し監査した。

### 2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査（三浦市監査基準第3条第1項第1号に規定する財務監査）

### 3 監査の対象校

南下浦小学校及び旭小学校

### 4 監査の対象範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年11月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

### 5 監査の実施期間

令和8年1月7日から令和8年2月10日まで

### 6 監査の実施場所

各校及び三浦市役所第2分館2階監査委員事務局

### 7 監査の主な実施手続

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- (2) 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- (3) 金券類、備品、施設及びその他資産等の財産が適切に管理されているかを立会により確認した。
- (4) 監査資料及び書類の調査結果を基に、教頭及び関係職員に質問を行った。

### 8 監査実施上の着眼点

- (1) 支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。

- (4) その他財務の事務執行に関連する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 9 重点監査項目

財産等の管理 財産等が適切に管理されているか。

## 10 監査の結果

前記1から9までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。今後も適正な事務の執行に努められたい。

なお、児童が安全な学校生活を送るために必要な学校施設の修繕等につき、最優先事項として応急的な対応を含め万全を期すことについて、速やかな直営での対応及び予算の確保に努め、維持管理に取り組んでいることは評価できる。

しかしながら、学校施設の老朽化が進み、何年も対応できずに継続して修繕要望が出されているものも依然見受けられる。引き続き児童の安全な学校生活を確保するための施設管理に取り組んでいただきたい。